

日向・古澤巖の会会則

沿革 平成 7 年 4 月 1 日 施行

平成 22 年 7 月 26 日全部 改正

(名称)

第 1 条 この会は、日向・古澤巖の会（以下「会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 ヴァイオリニストの古澤巖さんの日向での文化活動を後援し、日向市の文化の向上に寄与する。

(組織)

第 3 条 会は、第 2 条の目的に賛同する会員をもって構成する。

(役員)

第 4 条 会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 監 事 2 名
- (4) 事務局長 1 名
- (5) 会 計 1 名
- (6) 理 事 若干名

2 役員は、理事会において選出をする。

(役員の仕事)

第 5 条 会長は、会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときには、その職務を代理する。

3 監事は、この会の会計を監査する。

(顧問)

第 6 条 会に顧問を置く。

2 顧問は会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

(任期)

第 7 条 役員、顧問の任期は会発足の日から 3 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により就任した役員は、前任者の残任期とする。

(会議)

第 8 条 会は、必要に応じて会長が召集し、会の総意により事業の企画・運営にあたる。

(事務局)

第 9 条 会の事務局は、日向市中町 1 番 3 1 号に置く。

附 則

この会則は、平成 22 年 7 月 26 日から施行する。